

西宮市見守りホットライン事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、見守りが必要な在宅の高齢者又は障害者等における家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制整備等を行い、安全かつ安心して地域における自立した生活を継続させることを目的として、市が西宮市見守りホットライン事業(以下「事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は西宮市とする。ただし、市長は当該事業を適切に運営ができると認められる者に、事業の一部を委託して行うことができるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 緊急通報装置一式(以下「装置」という。)の貸与等業務
- (2) 緊急・相談通報の受信及び対応業務
- (3) 定期的な安否確認業務
- (4) その他本事業を実施するうえで必要と認められる業務

(対象)

第4条 本事業の対象者は、住民基本台帳法の規定により西宮市の住民として登録され、かつ市内に居住するものであって、次の各号に定める全ての要件に該当する者とする。

- (1) 対象者が属する世帯が次に掲げるいずれかの者で構成されていること。
 - ア おおむね65歳以上の高齢者(介護保険の要支援及び要介護と認定された二号被保険者を含む)
 - イ 障害者手帳所持者
 - ウ その他市長が特に必要と認めるもの
- (2) 事業の目的及び趣旨を理解しており、緊急通報のための装置であることが識別できること。
- (3) 他の緊急通報システムを住居に備えていないこと。また本市から貸与する装置の正常な動作を妨げる設備等がないこと。
- (4) 有線の固定電話回線及び固定電話番号又は携帯電話番号を所有しており、その番号を用いて電話連絡ができること。

(利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、下記の書類を市へ提出しなければならない。

- (1) 西宮市見守りホットライン事業利用申請書(様式1号)
- (2) 西宮市見守りホットライン事業利用調査票(様式2号)
- (3) 西宮市見守りホットライン事業利用同意書(様式3号)

ただし、既に西宮市緊急通報救助事業利用者である場合は、西宮市見守りホットライン事業利用同意書(様式3号)及び西宮市見守りホットライン事業利用変更届(様式4号)を提出することで、申請したものみなす。

2 申請者は、申請にあたり、西宮市見守りホットライン事業利用同意書(様式3号)に記載された事項を、必ず確認すること。

(利用者の決定)

第6条 市は、前条の規定により申請があったときは、設置の可否等を決定し、西宮市見守りホットライン事業利用決定通知書(様式5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定に定める要件の一部に該当しない者から申請があった場合において、特に必要と認める場合は、利用者として決定することができる。

3 居宅に有線の固定電話回線を設置している申請者は、固定型装置を設置するものとし、それ以外の申請者は、携帯型装置を設置するものとする。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、善良な管理者の注意をもって装置を使用しなければならない。

2 利用者は、装置の原状を変更し、若しくは転貸し、又は本事業の目的以外に使用してはならない。

3 装置は利用者の居宅内で使用するものとし、居宅外に持ち出して利用してはならない。

4 利用者は、緊急通報時に速やかな救助を得るため、利用開始時に市の指定する事業者に対して、居宅の鍵を預けなければならない。

(装置の返還)

第8条 利用者は次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市へ連絡し、装置を返還しなければならない。

(1) この要綱に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) この要綱に規定する内容に違反したとき。

(3) 社会福祉施設等への入所等により、装置を必要としなくなったとき。

(4) 前各号のほか、装置を必要としなくなったとき。

(届出事項)

第9条 利用者は、申請時に提出した西宮市見守りホットライン事業利用申請書(様式1号)に記載された内容に変更があった場合は、速やかに市へ連絡し、西宮市見守りホットライン事業利用変更届(様式4号)を提出すること。

(費用の負担)

第10条 利用者は、西宮市手数料条例(平成11年西宮市条例第34号)別表第1第178号の3に規定される見守りホットライン事業利用手数料(固定型装置は1月につき1,100円、携帯型装置は1月につき1,500円)(以下「利用手数料」とする。)を負担する。

2 利用料は装置を設置した日の属する月の翌月より納付義務が発生し、装置を撤去した日の属する月の翌月より納付義務が消滅するものとする。

3 利用料の納期は原則当月末日とする。

4 利用者は次の各号の一に該当することにより、利用者の負担にたえることが困難である場合は、西宮市見守りホットライン事業利用手数料減免申請書(様式6号)により、減免の申請を行うことができる。

(1) 利用者が、市民税所得割が課税されていない者又は生活保護法による被保護者

ただし、利用料の納付義務が発生した後に、確定申告又は住民税の申告を行い、市民税所得割が課税されていない者となった場合は、当該年度中に市へ申し出ること。当該年度中に申し出がなかった場合は、遡及して利用料の減免は行わない。

(2) 風水害、火災等により著しい損害を受けた者

5 市長は、前項の申請により、減免することが適当と認めるときは、西宮市見守りホットライン事業利用手数料減免決定通知書(様式7号)により、利用者へ通知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。